甲府における時の鐘考

飯田文弥

一

周知のように古来わが国の時刻制度は、太陽暦が採用されるまでは不定時法であった。これは昼の時間と夜の時間をそれぞれ六等分していたので、当然のことながら一単位時間は季節と地域によって長さを異にしていた。わが国の近世社会は農業を生活基盤とした農業社会で、そこでは農民にとって、季節と一日のうちでも日の出から日没まで自然のリズムに従った行動が最も生活に適合しており、日常的に不定時法が実用的であったのである。同時に一般的には農業と農民生活を営む上で、時刻による規律はさほど必要ではなかったといえよう。「慶安の御触書」（慶安二年・一六四九）に見える「一、朝おきを致し、朝草を苅、昼は田畑耕作にかゝり、晩にハ縄をない、たわらをあみ、何にてもそれ〳〵の仕事無油断可仕事」というのは、権力的に仕事即生活という勤労を強いられながら、一方、農民側にとってもそうせざるを得ない現実の彼らの生活であり、自然的時間によって営まれる農業社会の姿が示されていた。

この時代を通して、農民が不定時法による時刻を意識し得たのは何によってであろうか。分布状況は明らかではないが、寺院が撞く鐘の音であったにちがいない。寺院の梵鐘は本来的には仏事用の鐘であるが、明六ツ・昼九ツ・暮六ツの日に三回撞いていたので、地域住民に対しては時刻を報知する時鐘としても機能していたのである。

ここに近世初頭、農民が川除人足として動員されるについて、梵鐘が報知する時刻によって可能であったと推定される史料がある。慶長一七年（一六一二）八月一五日の幕府代官の連署証文[1]で、「一、大田輪村（現山梨郡山梨町大田和）河除、此間引続天気ニ候間、近日定可為大雨候、人足毎日卯刻（午前六時）ゟ暮六ツまて無油断普請可被仰付候事」というものである。つまり川除の労働は梵鐘が報ずる卯刻に始められ、暮六ツに終わったと考えられようが、農民を対象として作業時間が明示された珍しい史料である。

ところで、慶安の触書から一世紀余り経た天明四年（一七八四）九月、甲府代官中井清太夫が発した「村々江被仰渡書」[2]（全一六条）の第一二条には、農民の心得を示す一つとして次のようなものがある。

一朝起并農業ニ出候刻限之儀組合可相励候、毎日半時（一時間）ツ、早ク出

候得ハ壱人ニ而一年之稼三十日相増、家内五人有之候得は壱年に百五十日当り候、此日数ハ扶持方雑用不相掛候間、多分益候

間村中申合（略）秋冬ハ暁七ツ半（午前五時）り起候様可致事

この触は、天明期の農村状況に対する危機感が前提となって、農民の節倹と勤勉により幕藩体制の物質的基礎の確保のために「村柄立直り」を求めているが、一日の始業時刻の繰り上げ、作業時間の増加によって農民の生産性を向上させようと勤勉を督励しているこの条は、一八世紀末という時期を考慮しなければならないだろう。というのは、この間における寺院の梵鐘の普及、あるいは農村においては例外的であるが時の鐘の設置が、ようやく農民の間に時間に対する関心を喚起するようになっていたと考えられるからである。

しかし、近世社会の農民生活では時間による秩序的行動はほとんど必要とされない。それは武家社会において、甲府城の場合、たとえば「御城内楽屋曲輪勤番所、昼五人、泊六人（内目付壱人）組頭壱人（略）昼番は朝（午前八時）五ツ時より夕（午後四時）七ツ時迄、泊は同七ツ時より翌朝五ツ時迄、相詰へき旨」[3]と、勤務上の規律として時間が要求されるのと大きく異なる。柳曲輪にある太鼓櫓[4]で打つ太鼓が甲府城内での独自の時報システムとして、勤番士の行動に時間的規律をあたえていたのである。

これが甲府城下の都市住民の場合はどうであろう。一般に城下町における時報システムとしては、城内で打つ太鼓、時の鐘、寺の梵鐘の三つが考えられている[5]。まず甲府城内の太鼓は、柳沢氏領有中の宝永五年（一七〇八）には一二月一日から「時之太鼓」が打たれるようになったので、城内独自の時報にとどまらず、時の鐘と同様に住民の時報手段となったのである。この実施にあたって、町奉行は出火の太鼓と間違えないようにと町触を出させている[6]。また、これより古くから時の太鼓は城下南端の一蓮寺でも打っていた[7]。城下町建設の際に町人地の外縁部に多く配置された寺院における梵鐘の普及状況は不明であるが、鐘が大量に鋳造されるようになるのは寛文期（一六六一―七三）からで、元禄期（一六八八―一七〇四）に高潮期を迎えるが、それは鐘の素材であるわが国の銅生産のピーク期に関連させて理解されている[8]。この時期における社会経済的発展が背景にあることはいうまでもなかろう。梵鐘生産の増加がその分布を密にし、一日に三回と限定されながらも鐘声をより身近なものとする。しかし、直接に住民のための時報の鐘として、この時代を通して町人層の時間感覚の形成に役割を果たしたのは時の鐘であった。以下、甲府城下の時の鐘について、設置から鐘撞人の務め方、鐘の管理と維持、それが報知する時間の性格などを都市生活とのかかわりにおいて考察してみたい。

二

時の鐘とは江戸時代に時刻を知らせるために撞いた梵鐘である。甲府城下では、史料からは寛文期まで遡り得る時の鐘が、いつ頃から設置されたものか明らかでない。この時代を通して撞かれていた鐘の銘に、「奉行竹川監物丞秀勝寄進」と刻してあったことから、町奉行竹川監物の時に設置されたものという[9]。甲府家初政の寛文初年と見てよいだろうか。場所は横近習町の歓喜院である。歓喜院は超勝山と号する浄土宗寺院で、その後、宝暦年間の記録[10]にはその存在が確認されるが、文化年間編纂の『甲斐国志』では「除地二百七十二坪（略）今廃シテ畠トナル」と記されることから、この間に廃

寺となっている。同寺についてはまた「表口壱軒[11]、裏江拾五間之所、大門明ケ奥ニ東西へ拾七間、北南江拾五間、寺地先規り無役ニ而歓喜院罷有候、時之鐘坊主也[12]」とあるように、歓喜院が時の鐘を管理し、その撞役を請け負っていたのである。

歓喜院の時の鐘が半世紀ほど撞かれて後、柳沢氏の藩政初期の宝永五年に鐘撞堂は愛宕町の石取場へ移転することになる。ここは城下の東北に位置し横近習町の北にあたり、愛宕山の西斜面の裾に広がる南北通りの町で、坂上の高台である。同年九月三日鐘撞堂の場所引替えについて上下府中から願書が提出され、翌一〇月許可されたものである。鐘撞堂の建築について入札が行われ、下連雀町の半之丞が小判六両で落札する。同時に一〇月二〇日頃までには鐘撞役人三人を決めるように命じられている。鐘撞堂の普請が出来上がり、時の鐘を移転するについて歓喜院の鐘を下ろしたのが一一月五日である。当日の町触には、「時之鐘之義、今日おろし、愛宕町へ持はこひ申ニ付、七日迄ハ突不申候、八日之朝り突はしめ申候間、兼而町内へも可被相触候」と見える[13]。

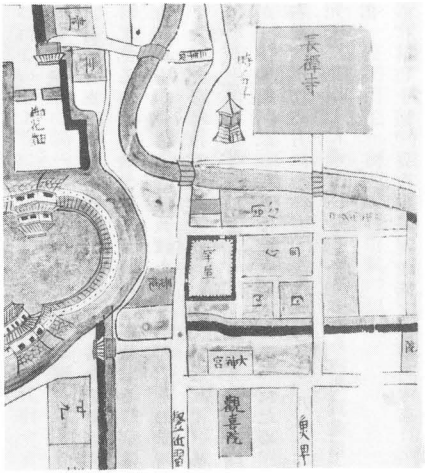

弘化2年　甲府絵図に描かれた時の鐘
（山梨県立図書館蔵　甲州文庫）

横近習町から愛宕町への移転は、上下府中の住民の願い出にもとづくものであったが、ちょうど一七世紀後半から一八世紀初頭の時期における甲府城下の発展が、鐘撞堂を町中から東北端の地形的に好条件をもった愛宕町へ移転させることになったのである。『甲府略志』に、「時鐘堂址、愛宕町にあり、幕府時代堂守を置き、四つより九つ、昼夜十二時の時刻を刻々鐘によりて報ぜし所なり。市民之によりて時間を知り、衛士之によりて城戸を開閉せしと云ふ[14]」と記されるように、時鐘は一日に一二回の刻を打っていた。現代の時刻からいえば二時間間隔の時報である。しかし勤番士の勤務はこの鐘ではなく、城内の太鼓によっていたことは前述のとおりである。

さて、先の鐘撞役人については、安兵衛を頭に外二名が決められたが、その務め方について愛宕町から町年寄へ出された証文は次のようであった[15]。

差出ッ申一札之事

一此安兵衛と申者、時之鐘突役人之儀、前度証文指上ヶ申候通、三人相定召抱申候内壱人、右三人之頭として安兵衛諸事之指図為仕、指支不申候様ニ相勤させ可申候、勿論時の鐘突様昼夜致形定香を以刻限割仕、随分念入寸分無相違為相勤可申候、為後

日一札差出シ申所、仍而如件
宝永五子年十月　愛宕町名主　金兵衛
下不残
町御年寄衆中　上不残

ここに「定香」とあるのは常香盤のことで、香を絶やさずに焚くように仕掛けてある方形の台である。時の鐘が報じる時刻はなんらかの客観的な時刻を根拠としなければならないが、その計時として用いられていたのが多くは常香盤であったのである。

鐘撞人はその後、安兵衛から伊右衛門―吉右衛門―伊右衛門と代々務めてきたが、伊右衛門に「勤方不束之儀」があったため、これに代わった民右衛門が務め方について、文化一〇年（一八一三）上下府中の名主に宛てて差出した遵守すべき五か条から成る箇条書がある。[15]

ヶ条書
一時鐘之儀、常香を盛、昼夜刻限遅速無之様撞可申事
一御府内出火有之候節は、早速早鐘撞出し、御府内中江無洩行届候様撞可申事
但、近村出火有之候節は、早鐘弐ツ宛打切可申事
一鐘撞人之義、三人ニ而昼夜急度相勤可申事
一居小屋之儀、破損等有之候節は、上下府中御年番御名主中江御届可申上事
一請人之内勝手ニ付転宅仕候ハヽ御届可申上候、若死去仕候ハヽ早速立替可申事
右五ヶ条之通急度相心得、少茂無相違相守可申候、右之外鐘撞之義ニ付被仰聞候趣、毛頭違背仕間敷候、仍如件
文化十年癸酉二月　請負人　民右衛門　㊞
上連雀町請人　栄蔵　㊞
同町　同断　太郎左衛門　㊞
下上府中御名主中

この時代を通して、三人の鐘撞人が詰めて時報の役を果たしていたが、また、時鐘は府内あるいは近村の火災を、鐘の撞き方によって報知する役目をも担っていた。『裏見寒話』は、これを「火災其外変事あれば、早鐘を撞て府中へ知らす」[16]とも述べている。

三

時の鐘の管理・維持はどのように行われていたのだろうか。城下町では一般に管理費・維持費が多くは藩から出ていたので、武士階級主導の鐘であり時間という性格を持っていたが、江戸や大坂のような町人・市民階級の成長が見られた所では、市民が管理した市民の鐘へと発展したという。[17]

甲府では前述のように、町奉行竹川監物の寄進によって歓喜院に設置された時の鐘を撞くのは歓喜院であったが、その管理・維持に要する経費は城下各町に割り当てられていた。撞き賃として半年分ずつ歓喜院に前払いされるのが例であったが、元禄期にかけてときに未払いの町があって督促を受けることがあった。元禄七年（一六九四）九月には納入が滞っていたため、歓喜院から催促を受けたのは一五町に及んだが、[18]翌八年には次のように八町が訴えられている。[19]時の鐘の報知による時間の効用がまだ住民の日常生活に定着し得ない段階として見るべきだろうか。

覚
一六匁五分六リン　金手町　㊞

是去極月当七月分両度分之由

一拾四匁五分九リン　上一条町㊞
一九匁六分九リン　和田平町㊞
一拾匁九分五リン　西一条町㊞
一壱匁弐分五リン　古紺屋町㊞
一四匁三分七リン　久保町㊞
一四匁六分九リン　相川町㊞
一弐匁五分　古穴山町㊞

是ハ去極月分当七月分両度分之由

右之通、歓喜院御訴訟被申上候ニ付、早々相済申候様ニと被仰渡候間被得其意、一両日中御済可有候、滞り候ハ、各々御無念ニ可罷成候間、早々埒明キ候様可被成候、此書付ニ印判被致、末より与一左衛門宅へ御返し可有候、以上

亥十一月廿四日　古谷仁兵衛
坂田与一左衛門㊞

右之町名主衆中

この間、元禄三年には時の鐘撞堂の修復と葺替えが入札によって行われているが[20]、経費は町の負担である。次いで宝永五年歓喜院から愛宕町への移転による鐘撞堂の普請も既述のように小判六両で落札するが、前金として八町から支払われていたこと、さらに享保元年（一七一六）一〇月には移転して以来初めての修復であっただろうが、それに要する小判七両一分銀一二匁が各町に割り、その寄金をもって支払われているように[21]、管理費は城下各町の負担するところであった。また鐘撞人に対しては、歓喜院時代と同様に鐘撞料が惣町から年二度に分け、前金として支払われていた。

時代が下って文化一五年（文政元年・一八一八）には、三月から四月にかけて時の鐘の鋳替と鐘楼の建替が行われている。鐘楼がそれまで仮建であったというのは、文化三年一二月に鐘撞人伊右衛門方からの出火で、鐘楼と居小屋などを類焼[22]させて以来応急の建物であったのだろう。三月三日時の鐘を鐘楼から下ろしている。鋳物師は新青沼町の十左衛門と源蔵である。同月六日明六ツ時から鐘の鋳立につき、鋳物師宅へ出役として同心二名と町年寄が立合い、四ツ時頃成就したという。四月五日には九ツ時から鐘楼の棟上が行われ、「八ツ時より時初メ候」と記録されている[23]。

四

時の鐘が設置されて、一日に一二回時刻が報知されるようになっても、初期においては直ちに時間感覚が住民の間に普及するというものではなかった。寛文五年以降の「甲府上下府中町触」など管見の史料によると、その内容から当然時刻の記載があるべき、役所への入札の持参や人足の調達にそれが明示されずに、日付に続いて単に「早朝」とか「早天」という表現が用いられているにすぎないのである。もちろん「五ツ以前ニ」と時刻の限定も併用されはするが、「早朝」「早天」は当時住民の間に古くから認識されていた一定の自然的時間であったのだろう。

とはいえ、寛文八年の次のような町触[24]になると、時刻が明示されて、それが遵守されなければならない。

□□之儀、前度被「　」其町往還之「（暮六ツカ）」過ニ木戸を□（かたカ）□め、□（四カ）ツよりこくりを打、其後通り候者をは九ツ迄ハ何方へ通り候哉と承届ケ通ッ可申候、九ツ通り候者之儀ハ、何方へ罷通り

申候哉と聞とゝけ番次におくり、末之おちつき処迄おくりとゝけ申候様ニと御申付可有候（略）

一般に城下町では治安・警察の目的で、市中の表通りの町々の境に木戸を設けて木戸番を置いた。夜間は燈火の設備もない町は暗黒となるので、取締りをきびしくする必要があったのである。甲府城下では木戸を閉めるのが暮六ツ（午後六時）、その後は潜戸を通すことになるが、これも四ツ（午後十時）になると閉ざす。以後の通行人については九ツ（午後一二時）までは目的地を聞いて通し、さらに九ツ以後の者は番次の方法で送り届けるというのである。町奉行から出された触で、城下町としてとくに治安保持のために時間による秩序性が求められており、都市住民の場合は農村と違って生活時間の上で規制される面が強かったのである。ここに記される時刻を木戸番のほか住民は何によって知り得たかは自明であろう。

天和二年（一六八二）七月一日のことである。当日の五ツ（午前八時）に各町の長人衆が町奉行所へ集合することになっていたが、前日出されていた廻状の廻りが遅延して四ツ（午前一〇時）時分までになってしまったために、町奉行から詮議するようにとの達があった。そこで各町に対して、先の廻状を何町から何時に受取り、何町へ何時に渡したかを書付けよとの廻状に、各町の長人が記した以下のような記載が見られるのである。[25]

八　日　町㊞廿九日昼八ツ之下刻（午後三時）ニ柳町相渡し候
柳　町㊞廿九日未之下刻（午後三時）ニ立近習町相渡し申候
い　せ　町㊞廿九日申之上刻（午後四時）ニ立近習町り請取、早速横近習町相渡し申候
三　日　町㊞廿九日之御廻状うを町り申ノ下刻（午後五時）ニ請取、即穴山町ニ渡申候
魚　町㊞廿九日横近習町り請取、即刻三日町へ相渡シ申候
立近習町㊞廿九日未ノ下刻ニ柳町りうけ取、即伊勢町へ相渡し申候
横近習町㊞同日廻状酉ノ上刻（午後六時）ニ請取、則魚町へ相渡し申候
穴　山　町㊞廿九日之御廻状三日町り申ノ下刻ニ請取、さそく下連ちゃく町へ渡申候
（上連尺町㊞申之刻ニ請取、上下一判ニ仕、
下連尺町㊞即刻桶屋町へ相渡し申候
川　尻　町（以下印なし）
片　場　町　かち町　桶屋町
西一条町　工　町　金手町
和田平町　上一条町　下一条町
城　屋　町

廻状の遅延が原因となって、町奉行所への集合時刻に遅参した長人衆があったために、各町に対して廻状の受け渡し時刻を質したのは、町奉行（支配）と町役人（被支配）という関係において理解されるが、先の夜間の木戸に関する規定とともに、支配者の行政遂行上、時間の把握が必要とされたのである。現在記録として残り、また小論で引用するこの種の史料の性格から当然といえようが、支配権力による時間の管理的性格はおおうべくもない。惣町によって管理・維持されている住民の鐘も、それが報知する時刻を通して、支配者の住民統制に果たした役割は否めないのである。

しかし、時間は住民の生活に直接かかわる利害関係の調整手段としての機能を示すことがある。これは村共同体と都市共同体の利害

対立に端を発しているが、一つの堰筋にある村の田方用水と城下の町方用水の利用をめぐる争論の妥結策としてである。

近世甲府城下の主要な用水は、西方の上飯田村から荒川の水を取り入れた陣場堰が相川に合流し、相川の取入口から西青沼村を経て市中へ入る堰筋で、田町で水路は山田町堰と八日町堰の二筋に分かれて郭内（武家地）を通り、山田町御門外と八日町御門外から町方の用水となっていた。したがってこの用水は、上流は上飯田・西青沼両村の灌漑用水であり、城下に入って飲用水であったのである。渇水期の争論は避けられなかった。元禄六年五月、日照りが続いて水不足から問題が起こった。水田農業を生産基盤とする両村から見れば、町方で多く用水を引き入れるため水不足となり、田方の植え付けに迷惑しているというのである。その結果、「田地仕付」の期間中は、町の用水は「明六ツ時より四ツ時迄、昼八ツ時より暮六ツ時迄、四時の間」通水するということで落着している。村方との折衝にあたっていた町年寄（坂田与一左衛門）から各町に、右の「四時の間、用水参候筈」の町触が出されたのは五月二〇日である。[26] 史料に依るかぎり、この用水をめぐる町方と村方の時間による分水方法はこれが初見である。その後、渇水期の解決策としてこれが慣例となって、後年の史料では「四時八時」（四時は町方引取、八時は村方引取の意）とか、「時水」の語で見える。[27] 時間による調整に妥結点を見出した共同体間の取り決めは、共同体的時間として城下の住民の用水利用を支配する。こうして住民の生活に深くかかわる用水の利用は時間の問題であった。住民は通水時間―時の鐘に敏感でなければならない。そして個人として時間的感覚が磨かれていくであろう。

近世社会においては、とくに都市の場合は前述の木戸のように治安・警察的目的から生活を規制する上で、時間による秩序的生活が強いられ、またそれが保持されていたといえる。湯屋の場合、火災予防と風紀上の取締りに留意しなければならなかったが、これに関連するのが営業時間であった。享保四年（一七一九）九月に湯屋の開業を願い出て許された元府中立町の利右衛門は、その証文に「昼四時り焚初、夜五時ニハ急度相仕廻可申候」[28] と営業時間を規制している。寛政六年（一七九四）一二月に町中の湯屋から勤番支配役所へ出された伺を見ると、[29] 当時正月中は朝湯が営まれており、また男女の別による入浴の時間も次のように定められて許されていた。朝四ツ時から昼九ツ時まで女湯、九ツ時から暮六ツ時まで男湯、暮六ツ時からはまた女湯というのである。なお山田町の湯屋は常に朝湯を営んでいたので、年を通して朝四ツ時から昼九ツ時まで女湯、九ツ時から夜五ツ時まで男湯、五ツ時以後はまた女湯として入湯させていた。湯屋は営業時間を明示して役所の許可を得ていたが、入湯する人々は時刻への関心を求められていたことはいうまでもない。

管見の史料的性格によるが、近世史料で表示される時間のほとんどは行政サイドのそれである。しかし、都市住民の生活に直接かかわる制約としての時間が、彼らに時間意識を培っていたことはまちがいなかろう。当時書かれた個人の私的な日記にも時間の記載が見られるが、それは日記に固有な記録性にあるとしても―記録者の階層性に限定があるが―事象を記載する上で時間が意識されていたのである。

古くは貞享元年（一六八四）と推定される町年寄坂田家の記録で、「酒造用之覚」に以下のような部分が見られる。[30]

壱斗五升本也
一本弐本致、十月廿四日晩致、同廿五日朝かうじ合申候而、廿二日目、十一月十六日晩ニ本つほめ、十七日之朝りたきさし、九本め廿一日之昼八ツ時分ニたきぬき申候へハ、廿二日昼八ツ時分ニふちきりニわき上り、廿二日之夜五ツ時分ニむしろ上へ壱尺程わき上り申候而、廿三日之明六ツ時分り引あわニ成、廿三日くれ六ツ時分ニ皆あわ引申候、但かんハ廿日り入申候酒上也

酒造の当時の技術的な過程を示して難解であるが、困難な醸造技術の維持・改良上から―失敗は家産に打撃をあたえかねない当時の技術段階から―その経験的時間に目を配らなければならなかったこの記録は異例ともいえよう。甲府の屈指の町人で地主でもあり、町年寄であった同家が何らかの和時計を所持していたか、あるいは時の鐘に依ったものか明らかではないが、ここでは時間が造酒という特定の業にかかわった者に、その意識を強めさせたであろうことに注目しておきたい。

五

甲府の時の鐘に関する記録はわずかである。時の鐘は鐘撞人の交代の際の証文か、鐘楼の修繕などのほかは、町方としては撞料が正常に納められているかぎり文書として残されることも少なかったのである。上述のように管見の史料の若干を紹介してきたが、文書に時間の記載があっても、それを何によって知り得たかは作成者にとって問題外である。天保九年（一八三八）六月、甲斐に旅した『津久井日記』の著者が甲府の能定寺に宿して（七月十六日）、「子（午後十二時）をしらする鐘の音に耳おとろかし、いさやとつれて楼を下り、ふし戸に入て月の夢見んとそおもひぬ」[31]と記すのは、それが紀行だからである。

およそ一七世紀中頃、甲府家初政期に創設されたと推定される時の鐘を二世紀後、嘉永三年（一八五〇）に次のように述べるものもある。「時の鐘、明六鳥の声と大抵ひとし、やゝもすれば後る、六に准し其余の時も大に遅し、只暮六は入相頃未あかるき内ひゝく、愛宕町に鐘つき堂あり、太鼓は一蓮寺にてうつ」[32]。徽典館に奉職のため追手御門前の官舎に住した『甲斐の手振』の著者が、江戸で聞く時の鐘との比較で記したものであろう。

周知のように太陽暦の採用は明治五年一二月三日をもって明治六年一月一日と定めたことから始まる。時刻もこれまで「昼夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ候処、今後改テ時辰儀時刻昼夜平分二十四時ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ午前幾時ト称シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ午後幾時ト称候事」となるが、時の鐘もこの日から右の時刻に改められることになった。

明治六年一月、『峡中新聞』第六号[33]に掲載された広告に次のようなものが見える。広告主の藤屋伝右衛門は甲府八日町一丁目の書肆で、実はこの峡中新聞の発行者内藤伝右衛門である。

今般自宅中ニ看覧席ヲ設ケ、方今必読ノ日誌新聞紙及皇洋漢ノ書籍類、命ニ任セ差出シ申候、見料規則左ノ通リ

一　午前七時ヨリ午後五時マデ　一時間半銭　　午後六時ヨリ同六時マデ　一時間八厘

一宅外貸出ノ分ハ五日限リ、定価十分ノ二ヲ可申受候

新聞会社本局
藤屋伝右衛門

明治六年一月

新聞や書籍類の閲覧利用の料金が一時間という単位時間で定められたことは、時間が貨幣化することで利潤を生み出すこと、こうした近代的合理性はもちろん近世社会には見当たらない。時間感覚は漸次シャープになり、新しい時間文化の到来を意味するものであった。

注

(1) 荻野三七彦・斎藤俊六共編『新編甲州古文書』角川書店、第二巻一六六九号。本文書は「子八月十五日」付であるが慶長一七年であろう。
(2) 山梨県立図書館蔵・有泉家文書
(3) 「裏見寒話」『甲斐叢書』第六巻二二頁
(4) 同右、二四頁
(5) 角山栄『時計の社会史』中公新書一九八四年、七四頁以下
(6) 宝永五年「御用留帳」（甲府市大木家文書）
(7) 同右
(8) 角山栄前掲書六八頁以下
(9) 竹川義徳「町奉行竹川監物」『郷土研究』第九号、一九四九年。なお正保四年五月教安寺の鐘の銘に「願主竹川監物丞秀勝」とあるという（『甲斐国志』巻之百・人物部第九）。
(10) 「裏見寒話」前掲八二頁。「甲府宝暦年中古記録」（山梨県立図書館蔵・若尾資料）
(11) 「甲府惣町附」（若尾資料）
(12) 前掲宝永五年「御用留帳」
(13) 甲府市役所編『甲府略志』一九一八年、三四三頁
(14) 「時鐘撞手形綴」（山梨県立図書館蔵・甲州文庫）
(15) 山梨県立図書館蔵・頼生文庫
(16) 「裏見寒話」前掲一一三頁
(17) 角山栄前掲書七八頁
(18) 元禄七年「甲府上下府中町触」（甲州文庫）
(19) 元禄八年「甲府上下府中町触」（甲州文庫）
(20) 元禄三年「御用留」（坂田家文書）
(21) 享保元年「御用留」（頼生文庫）
(22) 文化三年「御用日記」（坂田家文書）
(23) 文政元年「御用日記」（同右）
(24) 寛文八年「甲府上下府中触書」（甲州文庫）
(25) 天和二年「甲府上下府中町触」（同右）
(26) 「坂田日記抄」『甲斐叢書』第一巻一八九頁
(27) 露木寛『江戸時代の甲府上水』地方書院一九六六年、六五一頁以下
(28) 享保四年「御用留」（頼生文庫）
(29) 寛政六年「御用日記」（坂田家文書）
(30) この史料は坂田与一左衛門の「田畑水帳写」（甲州文庫）で延宝七年と表書されているが、「子年」として記載するこの部分は前後の記録から見て貞享元年であろう。
(31) 『甲斐志料集成』第一巻四八六頁
(32) 同右、第一二巻九八頁
(33) 甲州文庫

（市史編さん委員）